

平成30年第2回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成30年 3月27日(火) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第 9号 専決処分について(見附市通学路安全推進連絡協議会委員の委嘱について)

議第10号 専決処分について(教職員人事の内申について)

議第11号 専決処分について(職員人事の内申について)

議第12号 見附市嘱託指導主事等の委嘱について

議第13号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について

議第14号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について

議第15号 見附市青少年相談員の委嘱について

議第16号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第17号 公民館長の任命について

議第18号 見附市公民館運営審議会委員の委嘱について

議第19号 見附市家庭児童相談員の任命について

議第20号 見附市母子保健推進員の委嘱について

議第21号 見附市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について

議第22号 見附市図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について

議第23号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第24号 見附市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定に

ついて

議第25号 見附市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について

議第26号 見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第27号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第28号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第29号 見附市紙おむつ用ごみ袋交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第30号 見附市子どもインフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第31号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

○出席者（5名）

教 育 長 長 谷 川 浩 司

委 員 小 林 弘 武

委 員 武 田 一 夫

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 藤 義 章

○事務局出席者

教 育 部 長 長 谷 川 仁
(こども課長)

教 育 総 務 課 長 吉 原 雅 之

学 校 教 育 課 長 阿 部 桂 介

まちづくり課長	曾 我 元
教育総務課長補佐	早 川 洋 介
学校教育課長補佐	糝 谷 正 夫
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課副主幹	小 此 鬼 明

14時00分開会

教 育 長

只今より、平成30年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員5人全員でございます。

教 育 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋藤委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項 報告1「3月市議会定例会について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

それでは、説明させていただきます。

平成30年3月市議会定例会において、3月31日で任期を迎える長谷川浩司教育長を、引き続き教育長として任命することについて、同意されましたことをご報告いたします。

教 育 長

只今の報告、説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、一言ごあいさつさせていただきます。

議会の中では3点お話しさせていただきました。

1点目は今までの教育施策を継承、発展させていきたいということ。

2点目は今日的な教育の課題について、解決に向けて努力していきたい。とりわけ、教師の超過勤務の問題、新しい学習指導要領への対応に努力していきたいということ。

3点目が、校長先生方とのパイプをより一層太くしていきたい。また、それに加えて、PTAの役員の方々ともパイプを太くしていきたい。というのも、今年の8月24日に全国PTAの研修会の分科会が見附市で行われることもあり、他県のPTA役員の方たちと見附市の役員が一緒になった時に、見附はこんな素晴らしい取組をしているという話を、自分の学校だけでなく、市全体の中で、コミュニティ・スクールの取組のことや中学生をベトナムダナン市に派遣している話などができると素敵だなとそんなふうに思います。そういう意味でもPTA役員の方々とのパイプを太くしていきたいと考えています。

それでは、次に移ります。

報告2「3月市議会定例会一般質問について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

3月22日に終了しました3月市議会定例会の一般質問で、教育委員会に対して渡辺議員、木原議員そして重信議員の3名から質問がありました。

渡辺議員からは中学校の部活動と、子どもの居場所づくりについての質問でした。

まず、部活動では、外部顧問を取り入れた成果についての質問に、教員の負

担軽減につながり、今後も充実を図っていく旨を答えました。また、今後の部活動のガイドラインに関する質問には、国のガイドライン及び県の方針に従って教員のワークライフバランスの実現を基軸として方針を策定していく旨を答弁しました。

子どもの居場所づくりについて、児童館の必要性に関する質問があり、地域コミュニティの協力によりふるさとセンターの一部スペースを利用している事や、放課後児童クラブがその役割を担っている旨を答えました。また、全天候型の遊戯施設の設置の質問があり、市内の空き家や空き店舗などを利用した施設の可能性を探っている所である旨を答弁しました。

次に、木原議員より、中学生の学力についての質問がありました。

中学3年生の英検合格率についての質問があり、県平均をやや上回っている旨を答弁しました。次に、長岡高校と三条高校への進学者数についての質問には、過去3年間の進学者数を回答しました。

また、中学校における高校入試対策についての質問があり、各中学校で計画的な対策を講じている事、ひとりひとりの進路に応じたきめ細かい指導を充実させていく考えである旨を答弁しました。

次に、重信議員より、奨学金制度に関する質問がありました。まず、現在の利用状況として新規および継続利用者が24名である旨を回答しました。

また、大学院への進学にも利用できないかとの質問があり、本誌の奨学金制度は、より多くの人々の利用がある高校卒業後の大学進学者に軸足を置いた制度であり、現在は対象としていませんが、国、県及び他市の状況などを勘案しながら必要に応じて検討していく旨を答弁しました。

また、給付型の奨学金についての質問があり、これについては国、県で始まったばかりのため、実施状況を注視しながら検討していく旨を答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告、説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

中学生の学力について、英検合格率や高校の入試対策への質問があったようですが、私の感覚ではこの会議でも、様々な学力向上の取組の報告を通じて、かなりの成果をあげているという認識だったのですが、このような質問ができるということは、その議員さんはちょっと学力の心配をしているというニュアンスなので
すか。

学校教育課長

はい。小林委員ご指摘のとおりと思います。木原議員さんの質問については、過去、ご自身が中学生であったころに比べると、長岡高校や三条高校の進学者数が減っているのではないかということのご質問であったと思います。

ただ、先ほどの教育総務課長の説明にもあったとおり、各中学校で計画的な対策を講じている事、一人ひとりの目標の実現に向けた、きめ細かい進路指導を充実していきたいということで答弁させていただきました。

教育委員会としては長岡高校や三条高校への進学者数のみで一喜一憂することではなく、生徒一人ひとりの目標の実現に向けた進路指導が大切なことだと考えています。

教 育 長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので次に移ります。

報告3「平成29年度高等学校進学状況(平成30年3月卒業生)について」、

報告4「平成30年度新採用・転入教職員面識会の開催について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

それでは、平成29年度高等学校等進学状況について、ご報告させていただきます。

別紙をご覧ください。中学校卒業生352名中350名の進学が決定しました。進学先の詳細につきましては資料を参照願います。なお、本日現在2名の生徒が未定ですが、1名は私立高校へ出願中です。なお、別紙資料は本委員会終了後に回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、平成30年度見附市新採用・転入教職員面識会ですが、4月12日(木)14:30より市役所大会議室にて開催させていただきます。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入職員と市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。

教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

教 育 長

只今の報告、説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

進学実績の方ですが、年々、卒業生の数全体が減ってきてる中で、毎年の傾向を分析するのは難しいと思うのですが、今年については、学校教育課としてどのように分析していますか。

学校教育課長

それぞれの学校の合格者数ということはそれぞれの学年によって違いがあるので分析は難しいと思います。先ほどもお話ししましたとおり、一人ひとりの目標の実現に向けた、きめ細かい進路指導を行った結果というふうに考えています。

2名の生徒がまだ進路が未定ということですが、面談等をとおして支援していきたいというふうに考えております。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、次に移ります。

報告5「国史跡耳取遺跡保存活用計画について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

昨年度から取り組んでまいりました耳取遺跡保存活用計画の案がまとまりましたので、その概要について語説明します。

計画の全編は95ページに渡るものですが、本日は配布した概要版にてご説明します。

5ページをお願いします。本計画の基本理念を「耳取じょうもん三千年の森～空、大地、森に包まれ縄文の風を感じる～」と定め、基本方針として遺跡と自然の一体的な保存管理、自然を活用した体験活動の機会の提供、縄文の暮らしやロマンが感じられる場の整備、市民や専門家、事業者が積極的にかかわることができる運営体制づくりを定めております。

8ページをお願いします。耳取遺跡の活用と整備の方向性について、ゾーンングで表したものです。この図の赤い線で囲まれた部分が国史跡に指定された区域です。史跡指定区域内は遺跡の保存を目的として盛土による保護を行う保護ゾーンや、「三千年の森」として広葉樹林の保全などを行うゾーン、見学・学習の場などとして活用する交流ゾーン、また、赤い線の外側の国史跡指定地外の区域では、訪れる人の便益施設などを整備する交流・便益ゾーン等として施設整備を行

います。9ページに各ゾーンの利用イメージを示しました。

11ページをお願いします。保存・整備・活用の各事業の事業スケジュールを表したものです。それぞれ短期、中期、長期の3つの時期に分けて事業化していく予定です。

このスケジュールでは概ね15年間の事業と見込んでいます。

本計画を2月22日～3月23日の間、パブリックコメントによる市民意見の聴取を行いました。意見提出はありませんでした。今年度内に公表する予定です。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

教 育 長

只今の報告、説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、以上で報告事項を終了させていただきます。

引き続き、日程の3に移ります。

議第9号「専決処分について（見附市通学路安全推進連絡協議会委員の委嘱について）」を議題といたします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

1ページをお願いします。議第9号専決処分についてご説明します。

2ページをご覧ください。専決第3号「見附市通学路安全推進連絡協議会委員の委嘱について」であります。市では、平成28年3月に策定した「見附市通学路安全プログラム」の中で、安全対策を推進するための協議会の設置が定められています。この協議会委員の委嘱の専決について、承認をお願いするものです。

3ページをお願いします。協議会の設置要綱第3条に基づき、ご覧の17名

を委嘱するものです。専決日は、第1回の協議会を3月19日に開催する関係から、3月1日専決といたしました。なお、委員の任期につきましては、委嘱した年度限りとしているため、平成30年3月1日から31日までとします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 林 委 員

本題とは関係ありませんが、言葉の意味の違いについて質問します。議案に「委嘱」と「任命」という言葉がありますが、この2つの言葉の意味の違いについてお聞かせ下さい。

教 育 部 長

基本的に「任命」と「委嘱」の委任上の区別はありません。ただ、任用されることとなる対象者の立場の違いによるものです。例えば外部の識者を審議会等の委員にお願いする場合は「委嘱」となりますし、内部職の中に非常勤特別職として辞令を出してお願いする場合は「任命」ということとなります。相対的な意味の違いはありません。

教 育 長

今の説明でよろしいでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案通り決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第10号「専決処分について(教職員人事の内申について)」、議第11号「専決処分について(職員人事の内申について)」を議題といたします。この議案については、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに規定する人事に関する事案に該当するため、本議案の審査は非公開にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。したがって、本議案の審査は非公開とすることとします。

事務局は、議事録の調整について対応をお願いします。

それでは、議第10号「専決処分について(教職員人事の内申について)」学校教育課長に説明を求めます。

■ここから非公開審議■

学校教育課長より、議第10号「専決処分について(教職員人事の内申について)」、教育総務課長より、議第11号「専決処分について(教職員人事の内申について)」、配布した議案書に基づき説明を行い原案通り決定しました。

■ここまで非公開審議■

教 育 長

以上で非公開審議を終了し、以降公開審議とします。

続いて、議第12号「見附市嘱託指導主事等の委嘱について」、議第13号「見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について」、議第14号「見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について」、議第15号「見附市青少年相談員の委嘱について」を議題といたします。学校

教育課長に説明を求めます。

学校総務課長

8ページをお願いします。

議第12号「見附市嘱託指導主事等の委嘱について」ということで、見附市嘱託指導主事等の委嘱についてお願いするものであります。まず、嘱託指導主事に田邊康夫（たなべ やすお）さん、早田秀夫（はやた ひでお）さん、相澤ヨネ子（あいざわよねこ）さんを、今年度に引き続き委嘱するものであります。また、今年度委嘱しておりました西片哲也（にししかたてつや）さんの後任として、小林修（こばやしおさむ）さんを新規に委嘱するものであります。

次に、見附市教育センター科学教育部協力員に浅野憲朗（あさののりお）さんの委嘱を今年度に引き続きお願いするものであります。

続いて、9ページをお願いします。

議第13号「見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について」ということで、見附市適応指導教室指導員に大山明雄（おおやまあきお）さんを、適応指導教室訪問指導員に大高恵美子（おおたかえみこ）さんを引き続き委嘱するものであります。

続いて、10ページをお願いします。

議第14号「見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について」です。見附市青少年育成センター嘱託員に伊藤明夫（いとうあきお）さんを引き続き委嘱するとともに、センター所長として任命することをお願いするものであります。

続いて、11ページをお願いします。

議第15号「見附市青少年相談員の委嘱について」です。見附市青少年相談員に伊藤明夫（いとうあきお）さんを引き続き委嘱するものであります。委嘱

期間を平成30年4月1日から平成32年3月31日までとするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

4件議題に出っていますが、8ページの議第12号「見附市嘱託指導主事等の委嘱について」の西片哲也（にしかたてつや）さんの後任として、小林修（こばやしおさむ）さんを新規に委嘱する以外の、議第13号から議第15号までは引き続き委嘱したいとの説明でした。

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

無いようですので、質疑を終結いたします。

本4案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本4案は原案とおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第16号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、議第17号「公民館長の任命について」、議第18号「見附市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議案とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

12ページをお願いします。

議第16号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明いたします。現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、見附市社会教育・スポーツ推進審議会設置条例第3条の規定に

より、別紙の15名の委員を委嘱するものです。

なお、任期ですが、平成30年4月1日から2年間とするものです。

続いて、14ページをお願いします。議第17号「公民館長の任命について」説明いたします。北谷公民館長の藤崎庄一（ふじさきしょういち）さんから、一身上の都合により辞職願が提出されたため、見附市公民館条例第3条の規定により、新たに八木茂樹（やぎしげき）さんを公民館長に任命するものです。

なお、任期につきましては平成31年3月31日までの1年間であります。

続いて、15ページをお願いします。議第18号「見附市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明いたします。現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、見附市公民館条例第14条の規定により、別紙の20名の委員を委嘱するものです。

なお、任期ですが、平成30年4月1日から2年間とするものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

無いようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本3案は原案通り決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第19号「見附市家庭児童相談員の任命について」、議第20号「見附市母子保健推進委員の委嘱について」を議題とします。教育部長に説明を求めま

す。

教 育 部 長

17ページをご覧ください。

議第19号「見附市家庭児童相談員の任命について」ご説明いたします。見附市家庭児童相談室設置運営要綱第2条に基づく相談員について、記載のとおり長谷川綾子（はせがわあやこ）さんを家庭児童相談員に任命するものであります。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間であり
ます。

続いて、18ページをご覧ください。

議第20号「見附市母子保健推進委員の委嘱について」ご説明いたします。見附市母子保健推進員活動事業実施要綱第4条に定める推進員として、別紙に記載のとおり、56名を母子保健推進員としてご委嘱申し上げるものです。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間であり
ます。

以上でございます。

教 育 長

議第19号「見附市家庭児童相談員の任命について」、議第20号「見附市母子保健推進委員の委嘱について」の2件ですが、只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本2案は原案通り決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第21号「見附市公民館運営規則の一部を改正する規則について」を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

22ページをお願いします。

議第21号「見附市公民館運営規則の一部を改正する規則について」説明します。改正の内容と理由ですが、市民、団体等が公民館の会議室や集会室等を利用する際には、申請前に使用者登録申請が必要となっています。現行では、登録の有効期間は2年間で、有効期間終了後には、改めて申請が必要となっており、市民の手続きと市の事務処理、双方に負担となっています。このたび、この負担の軽減を図るため、登録の申請は初回の1回のみとする旨の改正を行うものです。

附則におきまして、平成30年4月1日から施行する旨を定めるものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案通り決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第22号「見附市図書館運営規則の一部を改正する規則に

ついて」を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

26ページをお願いします。

議第22号「見附市図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明します。改正の理由でございますが、市民、団体等が図書館の会議室、集会室を利用する際には、申請前に使用者登録申請が必要となっております。現行では、登録の有効期間は2年間で、有効期間終了後には、改めて申請が必要となっており、市民の手続きと市の事務双方に負担となっております。このたび、この負担軽減を図るため、登録の申請は初回の1回のみとする旨の改正を行うものです。

また、本の貸し出しに必要な利用者カードの申し込みに際して、性同一性障害の方などへの配慮から、申込書に記載されている男女欄を削除するものです。

また、利用者カードのデザインについてですが、長岡地域定住自立圏の市町や三条市との広域利用が行われるようになったことから、現在、利用者カードに使用しているMマークを、市の市章に改め、併せてデザインを変更するものです。

附則におきまして、平成30年4月1日から施行する旨を定めるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案通り決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第23号「見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議第24号「見附市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、議第25号「見附市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について」、議第26号「見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

32ページをご覧ください。

議第23号「見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」についてご説明いたします。

改正の理由ですが、学校教育法等の一部改正が行われ、学校事務職員の職務規定が見直されたことに伴い、主体的に校務運営に参画することに資するようになるもの及び、学校運営協議会設置について改められたことによるもの、そして、学校教育法等の改正により生じた条項ずれを修正するために改正をするものでございます。

具体的には、33ページ別表をご覧ください。

第28条の2において、事務職員の職務規程が「従事する」から「つかざどる」に改められ、それに伴い、第28条の3の第2項、第3項において事務長及び事務主任の職務を改正し、第4項において、事務長を教育委員会が任命することとしたものでございます。

また、第29条の4で、学校運営協議会の設置について、「置くことができる」から「設置する」と改めるものでございます。

続きまして、35ページをご覧ください。

議第24号「見附市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定」についてご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正が行われ、学校運営協議会の設置の努力義務化に伴い、規則の一部を改正するものでございます。

具体的には36ページ別表をご覧ください。

第3条で「協議会を設置する」とし、市内全学校を明示してあります。また、第7条（委員の任命）に地域学校協働活動推進委員などの学校運営に資するものを加え、第13条（情報発信等）で情報の内容を具体的にし、第17条で（適正な運営の確保）について示してあります。

また、これまで「指定校」としていた文言を「対象校」と改めたこと及び条項ずれの修正を図るものでございます。

附則におきまして、施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

続きまして、40ページをご覧ください。議第25号「見附市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定」についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、就学支援委員会で審議する件数が年々増加する傾向があり、そのための就学支援相談件数も増加しているのが現状であります。就学支援相談員には、各学校の先生方をお願いし、本来の業務とは別に相談活動をしていただいておりますが、相談件数の増加に伴い、本来の業務に支障をきたす状況も生じてきていることから、相談員の人数を現在の15名以内から20名以内に改めさせていただくものでございます。

具体的には41ページ別表第6条第2項において人数を改正するものでございます。

附則におきまして、施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

続きまして、42ページをご覧ください。

議第26号「見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明いたします。

改正の理由でございますが、就学援助費支給において新入学学用品費の支給を小学校及び中学校の入学前に支給することができるようにするために要綱を改正するものでございます。具体的には、43ページ別表をご覧ください。第1条及び第2条で、これまでの児童生徒に就学予定者を加えて「児童生徒等」としたこと、第2条第2項において、区域外就学の内容を明記したこと、第4条で申請の仕方を改めたことにより、要綱を改正するものでございます。

附則におきまして、施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

併せて、改正後の要項の規程は平成31年度以降に入学する児童生徒等について適用するものとしてございます。

以上でございます。

教 育 長

あわせて4議案の説明をいただきました。

32ページの議第23号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

続いて、35ページの議第24号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

続いて、40ページの議第25号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

続いて、42ページの議第26号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本4案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本4案は原案通り決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第27号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」、議第28号「見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」、議第29号「見附市紙おむつ用ごみ袋交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」、議第30号「見附市子どもインフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の改正について」、議第31号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

4・5ページをお願いいたします。

議第27号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」から、55ページ、議第31号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」までの5件を一括して説明いたします。

本件の改正理由は、ともに身体的な性別に強い違和感を抱く、性同一性障害のある方々に配慮し、また、個人情報の収集を最小限にとどめる個人情報の観点から、5件に関する申請書類等の様式から、性別欄を削ることを主たる目的に改正するものです。

附則と致しまして、施行期日を平成30年4月1日からとするものです。

以上でございます。

教 育 長

あわせて5議案の説明をいただきました。

45ページの議第27号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

続いて、47ページの議第28号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

続いて、50ページの議第29号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

続いて、53ページの議第30号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

続いて、55ページの議第31号につきまして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本5案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本5案は原案通り決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成30年第2回見附市教育委員会定例会を閉会させていただきます。

15時01分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長

及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

齋藤 義章

